

## 9. 判 定

上記“金属腐食性試験”の結果、金属腐食性は認められなかった。  
KK2012/16 “皮膚腐食性試験”の結果より皮膚腐食性は認められなかった。  
よって、告示別表第1、備考2(7)、分類等判定基準に定める判定基準より、

当該試験物質“ウィルスウォーター”は、  
「危険物船舶運送及び貯蔵規則」第3条八に定める  
“腐食性物質”に該当しないと判定する。

以上、証明する。

10. 試験方法の明細は別紙添付資料参照。

11. 関連証明書：「皮膚腐食性試験」証明書 No. KK2012/16 (2016年5月23日発行)参照。

本証明書についてのお問い合わせは：045-772-1521

一般社団法人 日本海事検定協会  
理化学分析センター

センター長

山 本 均

